

別冊 1

みえ元気プラン (成案)

環境生活部関係抜粋

令和4年10月

環境生活部

目次

頁

第3章 政策・施策

第3節 施策の概要

施策名

3-2	交通安全対策の推進	2
3-3	消費生活の安全確保	4
4-1	脱炭素社会の実現	6
4-2	循環型社会の構築	8
4-4	生活環境の保全	10
12-1	人権が尊重される社会づくり	12
12-2	ダイバーシティと女性活躍の推進	14
12-3	多文化共生の推進	16
16-1	文化と生涯学習の振興	18

資料編

各施策のKPI	20
---------	----

施策3-2 交通安全対策の推進

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんの交通安全に対する理解が一層深まるよう、さまざまな主体と連携した交通安全教育や啓発活動が進むとともに、交通事故死者数や飲酒運転事故件数の減少に向けて、積極的な交通指導取締りや「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」に基づく取組、先進安全自動車の導入、交通環境の改善が図られています。

(課題の概要)

高齢化の進展に伴い、高齢運転者が当事者となる交通事故が増加するほか、生活道路や通学路等における交通事故の増加や飲酒運転による事故の発生が懸念されています。また、先進安全技術の進展や次世代モビリティの登場などにより、多様な交通主体全てが安全かつ快適に通行できる交通ルールの徹底が求められています。

現状と課題

- 県内の交通事故死者数は、長期的に減少傾向が続き、令和3(2021)年においては、統計史上最少を更新したものの、未だ多くの方が亡くなっていることから、交通安全対策を推進していく必要があります。また、全国的に高齢運転者が当事者となる交通事故が社会問題化しており、令和7(2025)年には団塊の世代が75歳以上となることを見据え、高齢運転者の交通事故抑止対策を推進する必要があります。
- 県内の飲酒運転事故件数は、「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」施行以降、関係者の連携した取組により、全国平均を大幅に上回る減少率を記録し、令和3(2021)年においては、条例施行以降、最少となりました。しかし、未だ飲酒運転事故や飲酒運転違反者は存在しているため、「飲酒運転はしない、させない、許さない」という意識の定着や、再発防止対策であるアルコール依存症等の関連問題を含めた取組が求められています。
- 本県は交通事故死者数に占める歩行者および自転車利用者の割合が高く、このうち約7割が高齢者となっています。こうした中、高齢者や子ども、障がい者が日常的に利用する生活道路や通学路等における交通安全の確保が求められています。また、持続可能な交通安全施設等の整備を進める必要があります。
- 人口10万人あたりの交通事故死者数は、都道府県別に見て多く、ワースト上位に位置しています。このため、交通事故の発生実態等の高度な分析に基づいた交通指導取締り等を通じ、道路交通秩序の維持を図る必要があります。また、先進安全技術の進展や次世代モビリティの登場など、多様な交通主体全てが安全かつ快適に通行できる交通ルールの徹底に向けた取組が求められています。

取組方向

■ **基本事業1：交通安全意識と交通マナーの向上に向けた教育・啓発の推進**

自動運転技術の導入など社会の大きな変化を見据えながら、事故を防ぐための先進安全技術の情報等を把握し、誰にとっても安全・安心な社会の実現をめざした取組を進めていきます。また、社会問題化している高齢運転者が当事者となる交通事故防止対策として、市町や関係団体と連携し、先進安全技術が搭載された先進安全自動車の普及啓発や運転免許証自主返納に係る情報の提供などの取組を一層推進します。さらに、四季の交通安全運動をはじめ、交通安全意識と交通マナーの向上に向けた広報・啓発を実施するとともに、各年齢層に合わせた参加・体験・実践型の交通安全教育に取り組めます。

■ **基本事業2：飲酒運転0(ゼロ)をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進**

飲酒運転0(ゼロ)をめざし、県民一人ひとりに規範意識の定着を図るため、関係団体や教育機関等と連携した教育・啓発活動を推進します。また、再発防止対策として、飲酒運転違反者等からの相談に対応するとともに、アルコール依存症に関する受診を促進します。

■ **基本事業3：安全かつ快適な交通環境の整備**

歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するため、ゾーン30の整備や道路管理者と連携した物理的デバイスによる速度抑制を図るとともに、視認性の高いLED信号灯器の整備など、人優先の交通環境の整備を推進します。また、交通安全施設等の適正な維持管理や交通環境の変化に応じた交通規制の見直し等を推進します。

■ **基本事業4：道路交通秩序の維持**

交通事故の発生状況や地域住民からの要望等をふまえ、交通事故抑止に資する効果的な交通指導取締りを推進します。特に、横断歩行者妨害違反や生活道路等における速度違反をはじめ、悪質性・危険性の高い飲酒運転等の交通違反に重点を置いた交通指導取締りを推進します。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
交通事故死者数	62人	53人以下	交通事故発生から24時間以内の死者数
飲酒運転事故件数	28件	16件以下	飲酒運転による人身事故件数
横断歩道の平均停止率	45.8%	85%以上	信号機のない横断歩道を人が渡ろうとしたときの自動車の停止する割合

施策3-3 消費生活の安全確保

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが消費生活に関する正しい知識を得て、商品やサービスを自主的かつ合理的に選択・利用できるよう、若年者や高齢者等の世代に応じた消費者教育や啓発の取組が充実しています。また、トラブルに遭った場合でも、誰もが利用しやすい消費生活相談体制の構築が進んでいます。

(課題の概要)

デジタル化の進展やそれに伴う電子商取引の拡大、「民法」の成年年齢の引下げなど消費者を取り巻く社会環境の変化により、若年者・高齢者をはじめあらゆる世代において消費者トラブルの未然防止・拡大防止が求められています。

現状と課題

- パソコンやタブレット端末、スマートフォン等の情報通信機器の急速な普及やAI等の新技術を活用した新たなビジネスの登場、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、消費者を取り巻く社会環境は大きく変化しています。こうした中、令和4(2022)年4月から「民法」の成年年齢が引き下げられたこと、消費生活相談件数に占める60歳以上の人の割合が4割程度と高くなっていることなどから、若年者や高齢者を中心に、あらゆる世代を対象とした消費者トラブルの未然防止・拡大防止に取り組む必要があります。
- SDGsへの関心の高まりやコロナ禍における消費行動など、消費者一人ひとりの主体的な取組が期待されています。消費者が自らの消費行動が将来にわたって社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼしうることを自覚し、持続可能な消費行動の必要性を理解することが重要です。
- 県消費生活センターおよび市町消費生活相談窓口における1年間の消費生活相談件数は、合計1万件程度で推移していますが、住民に身近な市町における相談割合は増加傾向にあります。複雑化・多様化する消費生活相談に的確に対応するため、県消費生活センターが、県内消費者行政の中核センターとしての役割を継続して発揮するとともに、市町における相談体制の充実に向けた取組を支援していく必要があります。
- 高齢者等をターゲットとした悪質商法や新型コロナウイルス感染症および自然災害の発生などの非常時に便乗した悪質商法など、さまざまな消費者トラブルが発生しています。不適正な取引行為や表示等の排除と健全な市場の形成のため、関係機関等と連携して事業者の監視・指導を行う必要があります。

取組方向

■ **基本事業1： 自主的かつ合理的な消費活動への支援**

消費者が正しい知識を得て、適切な消費行動を取ることができるよう、さまざまな主体と連携して、若年者や高齢者等の世代に応じた消費者教育・消費者啓発を実施します。成年年齢の引下げをふまえ、特に若年者については教育機関等と連携し、消費者教育を一層充実させていきます。また、高齢者等の消費者トラブルを防ぐため、地域における見守り体制の構築を支援します。さらに、持続可能な社会の形成に寄与するため、人や社会、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の普及・啓発、コロナ禍における生活様式に対応した消費行動の推奨に取り組みます。

■ **基本事業2： 消費者被害の救済、適正な取引の確保**

県消費生活センターの専門性を確保するとともに相談員の資質向上を図り、消費者被害救済のための相談に迅速かつ適切に対応します。また、市町が実施する消費生活相談への助言や相談対応の充実に向けた支援を行い、県内どこに住んでいても質の高い相談が受けられるよう、県全体の相談対応能力の向上を図ります。さらに、国や近隣県、関係機関等と連携し、悪質な商取引や商品・サービスに係る不適正な表示について事業者の監視・指導を行うとともに、コンプライアンスの遵守に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の 目標値	項目の説明
消費生活トラブルに遭ったときに消費生活相談を利用した人の割合	78.3%	83.3%	消費生活トラブルに遭ったときに消費生活センターや市町の消費生活相談窓口を利用した人の割合
消費生活相談においてあっせんにより消費者トラブルが解決した割合	88.9%	92.0%以上	消費生活相談において、「三重県消費生活センター」があっせんを行った相談のうち、消費者トラブルが解決した割合
講習等の実施学校数(累計)	15校	170校	若年者教育事業として出前講座などの講習等を実施した学校数(累計)

施策4-1 脱炭素社会の実現

施策の目標

(めざす姿)

環境への負荷が少ない持続可能な脱炭素社会の実現に向けて、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす「ミッションゼロ 2050 みえ」の推進などを通じて、県民一人ひとりや事業者等のさまざまな主体による環境配慮や環境経営、地球温暖化の緩和、気候変動影響への適応などの取組が進んでいます。

(課題の概要)

脱炭素社会の実現に向けた国内外の動きが加速する一方で、大規模な陸上風力発電や太陽光発電などの開発の適地が減少することにより、再生可能エネルギーの導入が鈍化するほか、自然豊かな地域や集落に近い場所での開発が進むことにより、自然環境や生活環境への影響が懸念されています。

現状と課題

- 気候変動による自然災害の増加や農業・水産業への影響が懸念される中、温室効果ガス排出削減のための国際枠組みであるパリ協定の取組が令和2(2020)年に始まり、国内では、脱炭素社会の実現に向けて、令和12(2030)年度に温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比で46%削減することをめざし、さらに50%削減に向けて挑戦し続けることが表明されるなど、脱炭素社会の実現に向けた動きが加速しています。
- 脱炭素社会の実現には、さまざまな社会の変革が求められており、ライフスタイルの転換や技術革新、再生可能エネルギーの主力電源化等、あらゆる分野でさらなる取組を推進する必要があります。
- 気候変動への対応には、温室効果ガスの排出削減等を行う地球温暖化の緩和だけでなく、既にあらわれている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する適応の取組を進める必要があります。
- 地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感が高まっていることから、環境への負荷が少ない持続可能な脱炭素社会の実現や、さまざまな主体の連携による環境に係る課題解決に向けて取り組むとともに、環境教育・環境学習の充実が求められています。
- 再生可能エネルギーの導入に伴う大規模な開発事業により、自然環境や生活環境に影響が生じる可能性があるため、事業の実施にあたっては、環境影響の回避や低減等の環境保全措置を講じるなど、適切な環境配慮が必要です。

取組方向

■ 基本事業1： 気候変動の緩和の取組の促進

2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす「ミッションゼロ 2050 みえ」の推進を図るため、県民、事業者、市町等の主体と連携して、再生可能エネルギー利用促進や脱炭素経営の促進、COOL CHOICE の推進に取り組みます。また、脱炭素化につながる新たな技術の利活用等によるライフスタイルの転換や事業者の取組を促進するため、「三重県地球温暖化防止活動推進センター」と連携して情報提供や普及啓発等を行います。

■ 基本事業2： 気候変動適応の取組の促進

地球温暖化に起因する気候変動やその影響について、「三重県気候変動適応センター」と連携し、情報収集や分析、情報発信を行い、気候変動適応の取組を促進します。

■ 基本事業3： 環境教育・環境学習の推進

環境、経済、社会の統合的向上が図られた持続可能な社会の実現をめざして、自ら行動する人づくりを進めるため、県環境学習情報センター等を活用して環境教育・環境学習に取り組みます。

■ 基本事業4： 事業者による環境配慮の促進

事業者による環境経営の取組を促進するほか、大規模な開発事業について、「環境影響評価法」や「三重県環境影響評価条例」に基づく環境アセスメント制度を適切に運用するなど、環境配慮の取組を促進します。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
県域からの温室効果ガス排出量(千 t-CO ₂)	23,916 千 t-CO ₂ (元年度排出量)	20,066 千 t-CO ₂ (6年度排出量)	県民、事業者等の活動により排出される温室効果ガス量から森林等による吸収量を除いた県域における温室効果ガス排出量
脱炭素社会に向け、県と連携した取組を新たに実施する事業所数(累計)	19 事業所 (4年3月末現在)	200事業所	県と連携して再生可能エネルギー利用促進、脱炭素経営の促進、COOL CHOICE の推進等に取り組む事業所数(累計)
環境教育・環境学習講座等の受講者数(累計)	17,561人 (4年3月末現在)	75,000 人	環境学習情報センター等が実施する環境教育・環境学習講座等の受講者数(累計)

施策4-2 循環型社会の構築

施策の目標

(めざす姿)

持続可能な循環型社会の構築に向け、さまざまな主体による「3R+R」の取組が定着し、事業者による主体的な資源循環の取組が進み、循環関連産業の振興が図られるとともに、プラスチックごみ対策や食品ロス削減といった社会的課題の解決に向けた取組が推進されています。また、廃棄物の適正処理や不法投棄の未然防止に向けた取組が進み、廃棄物処理に対する県民の皆さんの安心感が高まっています。

(課題の概要)

国内外において資源制約が深刻化し、脱炭素社会の実現に向けた動きが加速する中、廃棄物を資源ととらえた循環的利用の促進が一層求められる一方、技術面や採算性から新しい取組が十分に普及せず、また原材料価格等の高騰もあり、企業活動や人びとの生活に影響が生じることが懸念されています。

現状と課題

- 持続可能な循環型社会の構築に向け、3R(発生抑制、再使用、再生利用)に Renewable(再生可能資源への代替)を加えた「3R+R」の取組を進め、資源の有効利用を一層進める必要があります。
- 資源制約が深刻化してきており、産業を支える資源として廃棄物の循環的利用を促進するため、今後、大量廃棄が見込まれる太陽光パネルのリサイクルなど先進的な取組の支援等により、地域と共生した循環関連産業を育成する必要があります。
- 産業廃棄物の不法投棄等不適正処理が後を絶たない状況などから、廃棄物処理の安全・安心を確保するため、効率的・効果的な監視活動等により未然防止と早期発見・早期是正を図る必要があります。また、大規模災害時の災害廃棄物への対応に、平時から備える必要があります。
- カーボンニュートラルに向け、プラスチックごみ対策、食品ロス削減等に取り組むとともに、バイオマス資源の活用等を進める必要があります。また、最新の技術を導入し温室効果ガスの排出抑制や分離回収等を促進していく必要があります。
- 人口減少にも対応した資源循環システムの構築に向け、これまでの制度や考え方にとらわれないイノベーションや積極的なチャレンジが求められており、必要な人材の確保やICTを活用できる環境の整備が求められています。

取組方向

■ 基本事業1： パートナーシップで取り組む「3R+R」

新しい技術を積極的に活用し、さまざまな主体と課題を共有し、市町との密な連携や事業者等の自発的な参画を得ながら、パートナーシップで「3R+R」に取り組みます。

■ 基本事業2： 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進

循環関連産業を振興し、資源循環と経済の好循環を生み出すとともに、事業者の先導的な取組と併せて県民の皆さんの行動変革を促し、地域の資源を持続可能な形で活用する地域循環共生圏の創出に向けて取り組みます。

■ 基本事業3： 廃棄物処理の安全・安心の確保

廃棄物処理の安全・安心に向け、排出事業者の意識向上、**優良認定処理業者への委託の促進、PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物等の廃棄物の適正処理推進、およびICTやドローン等の新しい技術を取り入れた監視・指導を行います。**また、災害廃棄物の迅速な処理を促進するため体制整備に取り組みます。

■ 基本事業4： 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決

カーボンニュートラルや海洋プラスチック対策に資するプラスチック資源循環の高度化に取り組むとともに、生活困窮者支援等にもつながる食品ロス削減の取組を進めます。また、バイオマス資源のメタン発酵や焼却施設からのエネルギー回収を促進するとともに、二酸化炭素の分離回収等に関する検討を進めます。

■ 基本事業5： 人材育成とICTの活用

強靱で自立分散型のスマートな資源循環システムの構築をめざし、資源循環を担う人材の育成や、ICTの活用等を促進します。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
廃プラスチック類の再生利用率	61.3% (2年度)	73% (7年度)	県内で産業廃棄物として排出された廃プラスチック類の再生利用率
カーボンニュートラル等の社会的課題解決に資する資源循環の取組事業者数(累計)	61事業者	300事業者	県が実施するプラスチック資源循環の高度化や食品ロス削減等の取組に参画する延べ事業者数
適正に管理されないおそれのあるPCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理に関する指導率	92%	100%	県にPCB保管届出をしない等の事業者に対し、立入検査等により適正な管理および処分を指導した割合
建設系廃棄物の不法投棄件数	12件	10件以下	10トン以上の建設系廃棄物の不法投棄件数

施策4-4 生活環境の保全

施策の目標

(めざす姿)

安全・安心で快適な生活を営める環境の保全に向け、事業者のコンプライアンス意識の醸成が図られるとともに、さまざまな主体による環境保全活動が拡大しています。また、「きれいで豊かな海」をめざして、従来の「規制」から「管理」へと移行した総合的な水環境改善対策が進んでいます。

(課題の概要)

大気や水環境については、環境法令の遵守徹底が図られていますが、今後も、環境保全対策を進める必要があります。また、海域の栄養塩類減少等により水産資源の生物生産性等が低下していることから、海域の豊かさに資する取組の促進が求められています。

現状と課題

- これまで実施してきた「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」等の関係法令遵守指導などにより、大気・水・土壌環境や土砂等の埋立て等に大きな影響は生じていませんが、将来にわたり良好な環境を確保していくためには、継続した環境保全対策を進める必要があります。
- 生活排水処理施設の整備は、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき着実に進展していますが、令和17(2035)年度末の長期目標達成のため、引き続き未整備人口の解消に向けて取り組んでいく必要があります。
- 近年、海域の栄養塩類減少等により水産資源等の生物生産性が低下し、海域の豊かさの重要性が指摘されていることから、「きれいで豊かな海」をめざして、従来の「規制」から「管理」へと移行した総合的な水環境改善対策に取り組んでいく必要があります。
- 伊勢湾等の海岸域では、河川等を経由して流入したごみの漂着により、砂浜等の景観の悪化のほか、漁業や生態系への影響が懸念されています。海岸漂着物の問題は、本県のみでの対策では解決が困難なことから、他県、市町等の関係機関やさまざまな主体と連携して、海岸漂着物対策に取り組んでいく必要があります。

取組方向

■ 基本事業1： 大気・水環境等の保全

良好な環境を確保するため、大気環境や水環境の常時監視による環境基準等の適合状況を確認するとともに、大気、水質の対象工場等や土砂等の埋立て場所等への検査を行い、コンプライアンスの徹底を指導します。

■ 基本事業2： 生活排水処理施設の整備促進

市町と連携し、「生活排水処理アクションプログラム」に基づいた生活排水処理施設の整備を促進します。浄化槽については、補助制度を活用し、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

■ 基本事業3： きれいで豊かな海の再生

「きれいで豊かな海」の観点を取り入れた「第9次水質総量削減計画」を策定し、工場等から排出される汚濁負荷量の管理等、総合的な水環境改善対策の取組を進めます。

■ 基本事業4： 海岸漂着物対策の推進

森から川、海へのつながりを意識した伊勢湾流域圏等における広域的な活動が広がるよう、引き続き、東海三県一市をはじめさまざまな主体と連携して、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」等の取組を展開するなど、効果的な海岸漂着物対策を進めます。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
環境基準達成率	90.5% (速報値)	98.1%	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合
生活排水処理施設の整備率	88.2%	93.1%	下水道、合併処理浄化槽、集落排水施設等により生活排水処理が可能な人口の割合
「きれいで豊かな海」の実現に向けた取組数	3 取組	7 取組	「第9次水質総量削減計画」における「きれいで豊かな海」の実現に向けた総合的な水環境改善取組数
海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数	17,496人	24,000人	「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」に参加した県民の数

施策 12-1 人権が尊重される社会づくり

施策の目標

(めざす姿)

不当な差別を許さず、誰もが個性や能力を発揮していきいきと活動できる社会づくりに向け、さまざまな主体と連携した人権啓発や人権教育が推進されることにより、県民一人ひとりの互いの人権を尊重し、多様性を認め合う意識が高まるとともに、相談体制が充実し、インターネット上の人権侵害についても、早期発見、拡散防止などの実効性のある対応がとられています。

(課題の概要)

感染症や性的指向・性自認、国籍等に起因する人権侵害などの顕在化してきた人権課題や、多様化・複雑化する人権問題への解決に向けた対応が求められています。

現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症に係る偏見・差別の発生により、人権に対する県民の皆さんの関心は大きく高まっています。また、性の多様性やインターネット上の人権侵害等が新たに人権課題としてより強く認識され、その対応が求められています。このため、さまざまな人権問題について理解を深め、自分自身の課題としてとらえ、具体的な行動につながるような取組を促進する必要があります。
- 人権をめぐる社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化を的確にとらえ、一人ひとりの子どもが人権に関する理解を深め、人権感覚を養い、自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけられるよう、全ての教育の中で人権教育を行っていく必要があります。
- 人びとの人権意識の高まりや新たな人権課題の顕在化等に伴い、人権相談の内容も多様化、複雑化してきていることから、個々の相談機関の相談員の資質向上とともに、相談機関相互が連携し、専門性を生かしながら対応する体制づくりが求められています。また、SNS等インターネット上における誹謗・中傷や差別的な書き込み等については、早期対応(早期発見・削除要請)とともに未然防止のための取組が必要です。

取組方向

■ **基本事業1： 人権が尊重されるまちづくりと人権啓発の推進**

さまざまな手段、媒体や機会を通じて、県民の皆さんに人権に関する知識や情報を提供し、理解の促進を図るとともに、人権問題の解決が自分自身の問題としてとらえられるよう、効果的な人権啓発に取り組みます。人権が尊重される社会を実現するため、住民組織、NPO・団体、企業等さまざまな主体が連携する人権まちづくりの取組の推進とともに、地域の人権啓発を担う人材育成にも取り組みます。

■ **基本事業2： 人権教育の推進**

学校・家庭・地域が連携し、教育活動全体を通じて人権教育が行われるよう、人権教育カリキュラムの活用とその改善を促進し、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを進めます。また、人権学習指導資料等を活用し、人権課題についての正しい知識を身につけ、その解決を自分の課題としてとらえ行動できる力を育む教育に取り組み、新型コロナワクチンの接種に関しても一人ひとりの事情や思いを尊重する態度を育みます。

■ **基本事業3： 人権擁護の推進**

人権に関わる相談機関の相談員等を対象とした研修等を実施し、資質向上を図るとともに、相談機関のネットワークを充実し、相談窓口相互の連携を強化します。また、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」をふまえ、県の相談体制の充実を図るとともに、不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制づくりに取り組みます。

インターネット上の人権侵害に的確に対応するため、ネットモニタリングを実施し、差別的な書き込み等の早期発見、関係機関と連携した削除要請に取り組みとともに、不適切な書き込みを未然に防止するため、SNS等を活用し、ネットリテラシーに関する啓発を行います。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の 目標値	項目の説明
県が開催する人権イベント・講座等への参加者数と人権センター利用者数	39,312 人	46,000 人	県が開催する各種の人権イベント・講座等へ参加した人数と人権センター利用者数の合計
学校における人権教育を通じて、人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合	86.9%	100%	県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「そう思った」、「やや思った」と回答した生徒の割合
人権に係る相談体制の充実に向けた取組	相談体制の確保	相談体制の充実	「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」をふまえた相談体制の充実(多様化・複雑化する相談への対応等)に向けた取組

施策 12-2 ダイバーシティと女性活躍の推進

施策の目標

(めざす姿)

あらゆる分野における男女格差の是正や女性の参画・活躍の拡大、性の多様性を認め合う環境づくりなどに向けて、企業等さまざまな主体による取組が進んでいます。また、DVや性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援等が進んでいます。

(課題の概要)

誰もが希望に応じて参画や能力発揮のできる環境づくりに向け、性別による役割分担意識の解消、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、性暴力等の根絶や性の多様性に対する理解促進などの課題解決が求められています。

現状と課題

- さまざまな主体が互いに影響し合うことで、個々人では成し得なかった相乗効果やイノベーションを生むダイバーシティ&インクルージョンは、生きがいの向上や人口減少下での地域力アップの観点から重要性が高まっており、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認等に関わらず、誰もが参画・活躍できる社会づくりが重要です。
- 新型コロナウイルス感染症が拡大する中で一層顕在化した男女格差の是正に向け、根強く残る性別による固定的役割分担意識の解消や、あらゆる分野における女性の参画の拡大を進めていく必要があります。
- 職業生活においてリーダー層で活躍する女性の割合は未だ低く、働くことを希望する女性やステップアップしたい女性が、希望に応じた働き方ができるよう、女性の目線に立った一層の環境整備が必要です。
- DVや性暴力に関する意識の変容や認識の広がり、DV被害の多様化や性暴力相談の若年齢化、さらには新型コロナウイルス感染症による社会活動の変化等の影響が、DV相談内容の複雑化や性暴力相談件数の増加といった形で顕在化してきており、被害者等に対する相談・支援の取組を強化していくとともに、引き続きDVや性暴力の防止・根絶に向けた啓発を進めていく必要があります。
- 「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」をふまえ、多様な性的指向・性自認について社会の理解が深まり、性のあり方に関わらず暮らしやすい環境づくりを進めていく必要があります。

取組方向

■ 基本事業1： 男女共同参画の推進

男女が共に参画し、責任を担う社会づくりを進めるため、市町および関係機関等と連携し、政策・方針決定過程に携わる女性割合の拡大に取り組むとともに、さまざまな機会・手段を活用した広報・啓発などによる男女共同参画意識の一層の浸透を図ります。

■ 基本事業2： 職業生活における女性活躍の推進

職業生活における男女格差の是正に向け、企業・団体等と連携し、組織における意識改革や人材育成・登用など、性別に関わらず能力を発揮できる職場環境の整備が一層進むよう取り組みます。

■ 基本事業3： 女性に対するあらゆる暴力の根絶

DVや性暴力の被害者等が必要な支援を速やかに受けることができるよう相談しやすい環境整備に取り組むとともに、多様化・複雑化する相談に対して関係機関と連携し、予防から相談・保護・自立に向けて切れ目のない支援の取組を進めます。また、引き続きDVや性暴力を許さない社会意識の醸成に向けた啓発に取り組みます。

■ 基本事業4： ダイバーシティ・性の多様性を認め合う環境づくり

ダイバーシティ&インクルージョンの地域づくりを発信するとともに、企業・団体等の取組促進を図ります。また、性のあり方に関わらず暮らしやすい社会となるよう、市町等と連携し、多様な性的指向・性自認についての理解促進や相談支援、パートナーシップ制度の周知および利用先の拡充など環境整備に取り組みます。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の 目標値	項目の説明
女性活躍の推進のため人材育成・登用や職場環境整備に取り組む、常時雇用労働者数 100 人以下の団体数	376団体	501団体	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画もしくは「女性の大活躍推進三重県会議」における「取組宣言」にて、女性の人材育成・登用や職場環境整備に関して数値目標を設定・公表し取り組む、企業・団体(常時雇用労働者数 100 人以下)の数
「～性犯罪・性暴力をなくそう～ よりこ出前講座」の受講者数(累計)	1,669 人	4,100 人	「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度向上および被害者を支援する輪を広げ、予防教育や性犯罪・性暴力根絶に向けた取組について説明する出前講座の受講者数(累計)
「三重県パートナーシップ宣誓制度」の利用先として県ホームページに掲載している団体数(累計)	100団体	150団体	「三重県パートナーシップ宣誓制度」で利用できるサービス一覧として、県ホームページに掲載している機関・事業者・団体・市町の数(累計)

施策 12-3 多文化共生の推進

施策の目標

(めざす姿)

外国人住民が安全で安心して生活でき、多様な文化的背景の人びとが、対等な関係のもとで互いの文化の違いを認め合う地域社会づくりに向け、さまざまな主体間のネットワークが強化され、外国人住民への情報提供や相談対応が充実することで、外国人住民が抱える生活、就労、教育等の課題の解決が図られています。

(課題の概要)

国による外国人労働者の受入れ拡大により、外国人住民の定住化や多国籍化が進むため、新たに、さまざまな生活場面における円滑なコミュニケーションの実現に向けた支援や更なる多言語への対応等が求められています。

現状と課題

- 県内の外国人住民数は、53,042人(令和3(2021)年末)で、県内総人口の2.97%を占め、全国的にも高い割合です。外国人住民は言葉の壁や文化の違いなどから、地域でのコミュニケーションが図りづらく、地域社会への参画が進んでいない状況です。外国人住民を孤立させることなく、地域社会の一員として受け入れられるよう、引き続き、国際交流協会、NPO、経済団体、市町等のさまざまな主体と連携して、多文化共生の推進に取り組む必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の収束後は、国による外国人労働者の受入れ拡大により、外国人住民の定住化や多国籍化が進み、さまざまな生活場面において新たな課題や支援ニーズが発生します。外国人住民の不安を軽減し、地域社会の一員として安心して暮らすことができるよう、関係者とのネットワークを強化するなど、引き続き、環境整備に取り組む必要があります。
- 県内には日本語学習を希望する外国人住民が多く存在しますが、日本語教室の空白地域があるなど、学習を希望する人が日本語教育を受けられない状況や実施体制、運営基盤等に課題を抱える日本語教室もあります。日本語学習を希望する外国人住民の学習機会を確保するため、日本語教育に関する課題と今後の方向性について各主体と意識を共有し、県内の日本語教育体制の整備を推進する必要があります。

取組方向

■ **基本事業1：多文化共生社会づくりへの参画促進**

多文化共生の推進に向けて、国際交流協会、NPO、経済団体、市町等の各主体が情報共有や意見交換を行い、災害等の緊急時においても外国人住民をサポートできるよう、各主体間のネットワークづくりを促進するとともに、日本人住民と外国人住民が互いの文化の違いや多様性を学びあう機会の提供に取り組みます。

■ **基本事業2：外国人住民の安全で安心な生活環境づくり**

外国人住民が安心して暮らすことができるよう、さまざまな主体と連携して、行政生活情報の多言語化や相談体制の充実を図るとともに、外国人住民が抱える日常生活における課題の解決に向けた支援に取り組みます。また、「生活者としての外国人」が日本語学習に容易にアクセスできるよう、さまざまな主体と連携して日本語教育の体制づくりに取り組みます。

KPI(重要業績評価指標)			
項目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
多文化共生の推進に向けて県と連携した団体数(累計)	9団体	137団体	令和4年度に構築する「情報交換・情報伝達プラットフォーム」(仮称)を活用し、多文化共生の推進に向けて県と連携した団体数(累計)
外国人住民の相談窓口の充実に向けた取組	相談窓口の確保	相談窓口の充実	みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)における外国人住民の相談窓口の充実(相談員の資質向上などによる複雑化、高度化すると想定される相談への対応等)に向けた取組

施策 16-1 文化と生涯学習の振興

施策の目標

(めざす姿)

県民の皆さんが文化に学び、感性を育みながら心豊かな生活を送れるよう、文化芸術を担う人材の育成や地域における文化芸術の継承・発展・創造が進むとともに、生涯にわたって生きがいを感じることができるよう、文化にふれ親しむ環境やさまざまな学習機会の充実が図られています。

(課題の概要)

人口減少・高齢化等に伴い、文化芸術を担い継承する人材が不足し、地域における文化の衰退が懸念されています。また、「人生100年時代」の到来を見据え、県民の皆さんが生涯を通じて、学びたい時に学べる環境づくりへのニーズが高まっており、その充実が求められています。

現状と課題

- 人口減少・高齢化等に伴い、文化芸術を担い継承する人材が不足し、地域における文化の衰退が懸念されるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等により、文化芸術活動が停滞している状況にあります。社会情勢の変化をふまえつつ、人材育成や誰もが文化芸術活動にふれ親しむ環境づくりなど、文化振興施策の取組を進める必要があります。
- 少子高齢化、過疎化の進行等により、特色ある歴史や風土に育まれた多くの有形・無形の文化財の維持管理や伝統的な祭りや民俗行事の継承が困難になってきています。令和2(2020)年度に策定した「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、市町における地域計画の作成を促進し、地域総がかりで文化財を保存・活用・継承していく必要があります。
- 「人生100年時代」の到来を見据え、誰もが学びたい時に学び、学びを通じて成長し、心身の健康を保持しながら活動できることが求められます。自らの生涯学習の成果を、日常生活の向上や地域の課題解決等につなげることができるよう、生涯を通じた学習機会の充実が必要です。
- 社会教育関係団体やNPO等のさまざまな主体が連携して地域の教育力の向上を図るとともに、地域の社会教育施設が地域の課題や多様な学習ニーズに対応していけるよう支援していく必要があります。

取組方向

■ **基本事業1：文化にふれ親しみ、創造する機会の充実**

次代に続く人材の育成に取り組むとともに、調査研究を進め、三重の持つ多様で豊かな自然や歴史・文化を体験する展覧会や魅力的な公演を開催することにより、国籍や年齢、障がいの有無に関わらず全ての県民の皆さんが主体的に文化にふれ親しむ機会を提供していきます。また、観光やまちづくりなどさまざまな分野と連携することにより生み出される新たな価値を活用しながら、社会情勢の変化に対応した文化振興施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

■ **基本事業2：文化財の保存・活用・継承**

歴史的・文化的に価値の高い文化財を調査し、指定等保存措置を講じるなど保護を図ります。また、伝統的な祭りや民俗行事を含む地域の文化財について、地域住民等と市町を通じて連携し、その保存・活用・継承を進めるため、市町による文化財保存活用地域計画の作成を積極的に支援します。県民の皆さんが文化財への理解を深め、学校教育などの学習に活用できるよう、文化財についてSNS等の活用による情報発信や公開講座等の取組を進めます。

■ **基本事業3：学びとその成果を生かす場の充実**

県民の皆さんの主体的な学びが促進されるよう、連携・協働できる県域のネットワークづくりや地域における活動の支援を行います。また、高等教育機関との連携やさまざまな主体との交流を通じて、ライフステージやライフスタイルに応じた魅力的な講座やセミナー等の学習機会を提供するとともに、生涯学習に係る情報発信や学びの成果を発表する場を充実します。

■ **基本事業4：社会教育の推進と地域の教育力の向上**

社会教育関係者の研修・交流の場を設けるとともに、情報交換・情報共有をとおして、相互のつながりを形成する機会を提供し、社会教育関係者の育成と関係団体や関係者相互のネットワークの強化に取り組めます。

KPI(重要業績評価指標)			
目	現状値	令和8年度の目標値	項目の説明
参加した文化活動、生涯学習に対する満足度	71.6%	76.6%	県立文化・生涯学習施設が実施した展覧会、講座、公演事業および歴史・文化資源を活用した事業におけるアンケート調査で、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」のうち、その内容について「満足」と回答した人の割合
県立文化施設の利用者数	70.5万人	140万人	県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館および三重県総合文化センターの利用者数
文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動の実施件数	67件	92件	関係団体や市町等とともに文化財の保存・活用・継承に向けて取り組んだ件数

(1) 施策のKPI

各施策の「施策の目標」で記載した、「めざす姿」の達成度の把握に有効と考えられる定量的または定性的な指標の一覧です。

I 安全・安心の確保

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の設定理由	現状値【令和3】	目標値【令和8】
3-2	交通事故死者数	交通事故発生から24時間以内の死者数	交通事故死者の抑止は、交通安全対策の最大の課題であり、国および県の交通安全計画の目標にもなっていることから、選定しました。	令和3年度に策定した「第11次三重県交通安全計画」において令和7年度の目標値を設定しており（55人以下）、現状値（62人）から令和7年度目標値までの年平均減少率をふまえ、53人以下と設定しました。	62人	53人以下
3-2	飲酒運転事故件数	飲酒運転による人身事故件数	飲酒運転による人身事故がゼロになることをめざしていく必要があり、「第3次三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」の目標に掲げていることから、選定しました。	令和3年度に策定した「第3次三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画」において令和7年度の目標値を設定しており（18件以下）、現状値（28件）から令和7年度目標値までの年平均減少率をふまえ、毎年2件以上の減少となるよう、16件以下と設定しました。	28件	16件以下
3-2	横断歩道の平均停止率	信号機のない横断歩道を人が渡ろうとしたときの自動車の停止する割合	信号機のない横断歩道における歩行者の優先は、法令により義務として規定されているにも関わらず、横断歩道上での交通事故は発生しています。自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保し、県民の皆さんのより一層の交通安全意識向上および順法精神醸成を図るため選定しました。	信号機のない横断歩道における歩行者事故をなくすためには、運転者の交通安全意識の改革が必要であり、横断歩行者妨害の交通指導取締りのほか、関係機関等が連携した効果的な交通安全教育、広報啓発活動等の取組により、中長期的に浸透させていく必要があることから、毎年約10%ずつ上昇させていくことをめざし、設定しました。	45.8%	85%以上

I 安全・安心の確保

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
3-3	消費生活トラブルに遭ったときに消費生活センターや市町の消費生活相談窓口を利用した人の割合	消費生活トラブルに遭ったときに消費生活センターや市町の消費生活相談窓口を利用した人の割合	消費者トラブルに遭ったときに消費生活センター等の相談を利用するという意識の高まりは、啓発の成果であるとともに、県内の消費生活相談が適切に機能している状態であると考えられることから、選定しました。	国の「消費者意識基本調査」（令和元年度）によれば、消費生活センターの認知度は83.1%ですが、業務内容まで知っている人の割合は21.6%と低くなっています。啓発や適切な相談の実施により、「消費生活相談窓口を利用する」人の割合を少なくとも認知している人の割合まで高めることを目標に設定しました。	78.3%	83.3%
3-3	消費生活相談においてあっせんにより消費者トラブルが解決した割合	消費生活相談において、「三重県消費生活センター」があっせんを行った相談のうち、消費者トラブルが解決した割合	相談員の資質向上を図り、質の高い相談を実施することで、あっせんによる解決率を一定水準以上に保つことが、消費者被害の救済に大きく寄与することから、選定しました。	全国のアっせん解決割合（91.1%）および県の過去5年間の実績の平均値（91.5%）を上回ることを目標に設定しました。	88.9%	92.0% 以上
3-3	講習等の実施学校数（累計）	若年者教育事業として出前講座などの講習等を実施した学校数（累計） ・対象109校 （県立：高校・特別支援学校、私立：高校・特別支援学校・通信制高校、大学、短期大学、高等専門学校）	若年者の消費者教育を推進していくためには、啓発活動だけではなく、学校を訪問して講習等を実施し、しっかりと教育することが効果的であることから、選定しました。（高等学校では令和4年4月より新指導要領に基づく消費者教育を本格的に実施することから、一層連携して進めていきます。）	令和6年度までに全ての対象校において消費生活講座などの講習等を実施します。その後も継続して実施することを目標に設定しました。 令和7年度からは2巡目の実施に入ります。1年当たり約30校を訪問し実施していきます。	15校	170校

I 安全・安心の確保

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の設定理由	現状値【令和3】	目標値【令和8】
4-1	県域からの温室効果ガス排出量(千t-CO ₂)	県民、事業者等の活動により排出される温室効果ガス量から森林等による吸収量を除いた県域における温室効果ガス排出量	2050年の脱炭素社会の実現に向けて、「三重県地球温暖化対策総合計画」で削減目標を定め、排出削減対策および吸収源対策に取り組んでいることから、選定しました。	2050年の脱炭素社会に向けて段階的に削減するとして、直近(2019年度)温室効果ガス排出量23,916千t-CO ₂ から5年間で3,850千t-CO ₂ 削減し、20,066千t-CO ₂ を目標に設定しました。	23,916千t-CO ₂ (元年度排出量)	20,066千t-CO ₂ (6年度排出量)
4-1	脱炭素社会に向け、県と連携した取組を新たに実施する事業所数(累計)	県と連携して再生可能エネルギー利用促進、脱炭素経営の促進、COOL CHOICEの推進等に取り組む事業所数(累計)	脱炭素社会に向けた取組を展開するために、多くの事業所と連携して取り組む必要があることから、選定しました。	持続可能な社会の構築に向けて積極的に取り組む事業者のうち、脱炭素社会の実現に向け、新たに200事業所(5年間累計)と連携して取り組むことを目標に設定しました。	19事業所(4年3月末現在)	200事業所
4-1	環境教育・環境学習講座等の受講者数(累計)	環境学習情報センター等が実施する環境教育・環境学習講座等の受講者数(累計)	県民の皆さんの自発的な環境行動を促進するためには、環境保全に対する意識を具体的な行動に結びつける啓発活動が重要であることから、選定しました。	毎年15,000名の県民の皆さんに環境講座等を受講していただき、5年間で累計75,000名の方々に参加していただくことを目標に設定しました。	17,561人(4年3月末現在)	75,000人
4-2	廃プラスチック類の再生利用率	県内で産業廃棄物として排出された廃プラスチック類の再生利用率	「3R+R」の取組を促進し、資源制約に対応した資源の有効利用を進める必要があり、枯渇性資源である石油を原料としているプラスチックの再生利用率を選定しました。	国のプラスチック資源循環戦略のマイルストーン(2035年までに熱回収含め100%有効利用)および県内のリサイクル施設の整備状況をふまえ、年2~3%の増加を目標として設定しました。	61.3%(2年度)	73%(7年度)
4-2	カーボンニュートラル等の社会的課題解決に資する資源循環の取組事業者数(累計)	県が実施するプラスチック資源循環の高度化や食品ロス削減等の取組に参画する延べ事業者数	カーボンニュートラル等の社会的課題の解決に資する資源循環の取組を促進することから、選定しました。	これまでの取組状況および今後の取組をふまえ、毎年度50程度の新たな事業者の参画を目標として設定しました。	61事業者	300事業者
4-2	適正に管理されないおそれのあるPCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理に関する指導率	県にPCB保管届出をしない等の事業者に対し、立入検査等により適正な管理および処分を指導した割合	PCB廃棄物の紛失が多発し、県民の皆さんの不安につながっており、適正な管理および処分を推進する必要があることから、選定しました。	全てのPCB廃棄物保管事業者に対して適正な管理および処分を指導する必要があることから設定しました。	92%	100%
4-2	建設系廃棄物の不法投棄件数	10トン以上の建設系廃棄物の不法投棄件数	産業廃棄物の不法投棄の大半を占めている建設系廃棄物について、発生件数を減らすことで廃棄物処理の安全・安心の確保につながるため、選定しました。	近年5年間は8~13件で推移しており、毎年10件以下とする必要があることから設定しました。	12件	10件以下

I 安全・安心の確保

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
4-4	環境基準達成率	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合	近年、海域の「豊かさ」の重要性が指摘されていることから、従来の大気・水環境の環境基準に、令和5年度から「生物」指標として新たに追加される「底層溶存酸素濃度」を加えた環境基準の達成率を選定しました。	大気環境と水環境（底層溶存酸素濃度を除く）の環境基準達成をめざして目標を設定しました。	90.5% (速報値)	98.1%
4-4	生活排水処理施設の整備率	下水道、合併処理浄化槽、集落排水施設等により生活排水処理が可能な人口の割合	伊勢湾再生等において、陸域からの水質汚濁負荷に占める生活排水の割合が大きく、水質改善のためには生活排水処理施設整備の推進が重要であることから、選定しました。	「生活排水処理アクションプログラム」の中間目標（令和7年度末）92.3%および長期目標（令和17年度末）97.6%を達成するため93.1%の目標を設定しました（中間目標年度に計画見直しを行う予定）。	88.2%	93.1%
4-4	「きれいで豊かな海」の実現に向けた取組数	「第9次水質総量削減計画」における「きれいで豊かな海」の実現に向けた総合的な水環境改善取組数	これまで、水質の「きれいさ」をめざして進めてきた取組に加え、生物の「豊かさ」の観点を取り入れた、新たな部局横断的な取組が重要であること、また、環境部局は各部局の取組の進捗管理を行っていくことから、選定しました。	「第9次水質総量削減計画」における取組をすべて実施することを目標に設定しました。	3取組	7取組
4-4	海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数	「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」に参加した県民の数	伊勢湾の再生のためには、さまざまな主体による活動が重要であることから、県民の皆さんの伊勢湾に対する保全意識の高まりを示す指標として選定しました。	市町等と連携するなど、これまでと同様に継続的な取組拡大を図ることとし、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、令和3年度実績をベースに2か年は1,000人増、その後、3年目からは1,500人増となるよう目標を設定しました。	17,496人	24,000人

Ⅲ 共生社会の実現

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の設定理由	現状値【令和3】	目標値【令和8】
12-1	県が開催する人権イベント・講座等への参加者数と人権センター利用者数	県が開催する各種の人権イベント・講座等へ参加した人数と人権センター利用者数の合計	人権尊重社会の実現には、まずは一人でも多くの方に人権に関して学んでいただくことが重要であることから、選定しました。	コロナ禍であっても、過去5年間の平均値まで増加させることを目標に設定しました。	39,312人	46,000人
12-1	学校における人権教育を通じて、人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合	県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「そう思った」、「やや思った」と回答した生徒の割合	自他の人権を守ろうとする意欲や態度を身に付けることが人権教育の目標であることから、選定しました。	自他の人権を守ろうとする意欲や態度を全ての子どもが身に付けられるように取り組むことから設定しました。	86.9%	100%
12-1	人権に係る相談体制の充実に向けた取組	「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」をふまえた相談体制の充実（多様化・複雑化する相談への対応等）に向けた取組	人権侵害に係る問題に幅広く対応するためには、相談体制を充実させる必要があることから、選定しました。	多様化・複雑化する相談内容に対応するため、相談体制の充実をめざします。	相談体制の確保	相談体制の充実
12-2	女性活躍の推進のため人材育成・登用や職場環境整備に取り組む、常時雇用労働者数100人以下の団体数	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画もしくは「女性の活躍推進三重県会議」における「取組宣言」にて、女性の人材育成・登用や職場環境整備に関して数値目標を設定・公表し取り組む、企業・団体（常時雇用労働者数100人以下）の数	女性活躍の推進に向けて、法的義務はないものの自主的に目標をもって取り組む企業等が増えることで、性別に関わらず能力が発揮できる職場環境の整備やリダー層で活躍する女性の増加につながることから、選定しました。	これまでの法律に基づく事業主行動計画や取組宣言の策定状況などをふまえ、女性活躍に向けた企業等の取組を一層促進するため、毎年25団体ずつ増加させ、令和8年度には500団体を超えることを目標に設定しました。	376団体	501団体
12-2	「～性犯罪・性暴力をなくそう前講座」の受講者数（累計）	「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度向上および被害者を支援する輪を広げ、予防教育や性犯罪・性暴力根絶に向けた取組について説明する出前講座の受講者数（累計）	性犯罪・性暴力被害者を少しでも早く適切な支援につなげていくためには、よりこの認知度を高めていく必要があることから、選定しました。	「よりこ出前講座」受講者数で過去最高を記録した令和元年度の481人を上回る500人（令和4年度は531人）を毎年増加させていくことを目標に設定しました。	1,669人	4,100人
12-2	「三重県パートナーシップ宣誓制度」の利用先として県ホームページに掲載している団体数（累計）	「三重県パートナーシップ宣誓制度」で利用できるサービス一覧として、県ホームページに掲載している機関・事業者・団体・市町の数（累計）	「三重県パートナーシップ宣誓制度」で利用できるサービス（機関・事業者・団体・市町数）が増えることで、性の多様性を認め合う環境づくりが進むことから、選定しました。	令和3年度実績値を基点として、毎年10団体ずつ増加させていくことを目標に設定しました。	100団体	150団体

Ⅲ 共生社会の実現

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の設定理由	現状値【令和3】	目標値【令和8】
12-3	多文化共生の推進に向けて県と連携した団体数(累計)	令和4年度に構築する「情報交換・情報伝達プラットフォーム」(仮称)を活用し、多文化共生の推進に向けて県と連携した団体数(累計)	日本語教育に関する課題と今後の方向性について各主体と意識を共有するとともに、災害などの緊急時における外国人住民へのスムーズで迅速な情報提供が求められることから、選定しました。	令和2年度に実施した三重県日本語教育実態調査の対象団体(企業については、今後外国人を雇用する予定がある/雇用を検討したいと回答した企業)全てが参加することをめざし、目標を設定しました。	9団体	137団体
12-3	外国人住民の相談窓口の充実に向けた取組	みえ外国人相談サポートセンター(MieGo)における外国人住民の相談窓口の充実(相談員の資質向上などによる複雑化、高度化すると想定される相談への対応等)に向けた取組	外国人住民が安心して暮らすためには、生活に不安を感じている外国人住民からの相談に、きめ細かく対応できる窓口を確保しておくことが重要です。また、例えば、外国人住民の高齢化などに伴い、相談内容も複雑化、高度化することが想定され、相談窓口のさらなる充実を図る必要があることから、選定しました。	今後、複雑化、高度化する相談内容に対応するため、相談窓口のさらなる充実をめざします。	相談窓口の確保	相談窓口の充実

IV 未来を拓くひとづくり

施策番号	項目	項目の説明	選定理由	令和8年度の目標値の 設定理由	現状値 【令和3】	目標値 【令和8】
16-1	参加した文化活動、生涯学習に対する満足度	県立文化・生涯学習施設が実施した展覧会、講座、公演事業および歴史・文化資源を活用した事業におけるアンケート調査で、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」のうち、その内容について「満足」と回答した人の割合	県民の皆さんが多様な文化にふれ親しんだり、学びの機会を得ること、心の豊かさや生きがいを実感できたかどうかを測る必要があることから、選定しました。	魅力ある文化にふれる機会や学びの場などを提供していくことにより、参加した文化活動、生涯学習に対する満足度については、令和3年度を現状値とし、令和8年度までに5%の上昇をめざして目標を設定しました。	71.6%	76.6%
16-1	県立文化施設の利用者数	県立の図書館、博物館、美術館、斎宮歴史博物館および三重県総合文化センターの利用者数	文化にふれ親しみ、学習する機会を充実させるためには、県立文化・生涯学習施設が、魅力ある文化にふれる機会や学びたい時に学べる環境を、県民の皆さんに提供する必要のあることから、選定しました。	魅力的な展覧会、講座、公演事業の実施に加え、県立文化施設の周年事業などを生かしながら、利用者数の増加を図り、新型コロナウイルス感染症の影響がなかった令和元年度の約140万人の利用者数に回復することをめざして目標を設定しました。	70.5万人	140万人
16-1	文化財の保存・活用・継承に向けた支援活動の実施件数	関係団体や市町等とともに文化財の保存・活用・継承に向けて取り組んだ件数	地域社会総がかりで文化財が保存・活用・継承されるよう、市町の文化財保存活用地域計画の作成や個々の文化財についての助言やサポートを行うことが大切であることから、選定しました。	関係団体や市町等への現在の支援活動に加え、令和8年度までに新たに4市町の文化財保存活用地域計画の作成が見込まれることから、年間5件の支援を増やすこととして設定しました。	67件	92件